

# 景 観 関 連 用 語 解 説

用語	解説
足立区公共施設整備基準	足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第20条第1項の規定に基づき、区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地づくりを推進するため、公共施設等（公共建築物含む）の整備に対して設けている基準。
足立まちの風景資産	大切な資産として次世代に残しておきたい区内風景を投票等によって選定したもの。現在33か所の風景が選定。
エリアデザイン	まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などを、区内外に広く発信することで、足立区のイメージアップや地域の活性化を図るための新しいまちづくりの取組。
屋外広告物条例	街の景観（見た目）を良く保ち、公衆の安全を守るために、看板や垂れ幕などの屋外広告物の設置や管理、屋外広告業を規制するルール（条例）のこと。
（景観資源の）活用	景観資源を、まちづくり、地域振興及び観光資源などに利用すること。例として、緑の多い広場などを地域の憩いの場として積極的に活用することなどがあげられる。
景観ガイドライン	大規模開発事業を行おうとする者が区と協議の上作成する、開発地区内の良好な景観の形成に関する事項を記載した指針。
景観計画推進部会	区全域に関わる景観に関する事項について調査審議する、足立区景観審議会の下部組織。
景観形成地区	地区特性を活かした景観形成を図るため、住民の景観形成への取り組みを促進する地区。 現在、千住旧日光街道周辺地区及び伊興寺町周辺地区の2地区を指定。
景観形成調整部会	区内の個別案件に関する事項について調査審議する、足立区景観審議会の下部組織。
景観資源	建築物や工作物、樹木、広場、緑道など、地域の良好な景観を特色づけている様々な要素や、それらの複合により生まれるもの。
景観重要建造物	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な建造物として、所有者等の同意を得て指定されたもの。
景観重要公共施設	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な道路、河川等の公共施設で、管理者の同意を得て指定されたもの。
景観重要樹木	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な樹木として、所有者等の同意を得て指定されたもの。

用語	解説
景観審議会	良好な景観形成について優れた見識を有する者のうちから区長が委嘱する委員で組織され、条例で定められた事項、区長の諮問事項、区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する、区長の附属機関。
現地勉強会（フィールドワーク）	区内の良好な景観を好事例として探していき、地区のあるべき景観やルール作りを行うとともに、区として残すべき景観資源について確認することを目的とした現地での調査を行う取組。 参加者は区職員以外に、景観計画推進部会委員、まちづくり推進委員及び地元のキーパーソンなど広く参加を求めていく予定である。
（景観法の）公共施設	道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設
事前協議	足立区景観条例に基づき、大規模建築物等（大規模建築物・特定建築物）の建築等、大規模開発事業、開発地区内の個別建設事業の事業者が、良好な景観形成について行う協議。 または、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、環境整備基準、公共施設等整備基準等の対象事業の事業者が、良好な景観形成について行う協議。
特定地区	住民の景観形成への取り組みを推進する景観形成地区、及び地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導する特別景観形成地区を合わせた総称。
特別景観形成地区	地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導していく地区で、現在、隅田川沿川地区、日暮里・舎人ライナー沿線地区、圀川沿川地区、見沼代親水公園周辺地区、西新井大師地区の5地区を指定。
届出	足立区景観条例に基づき、一定規模の建築等を行う事業者が工事着手前に提出を義務付けられている届出。
（景観資源の）保全	良好な景観を維持・育成・創造していく取り組み。
まちづくり推進委員	町会・自治会連合会等、商店街振興組合連合会、地域のまちづくり団体、女性団体連合会、足立区中学校PTA連合会等から選出された地域のまちづくりの相談役。
緑の協力員	区長から委嘱され、区の緑化に関する施策に協力するとともに、自ら緑化推進運動を進める方々のこと。
世論調査	足立区在住の満18歳以上の個人（3,000人）を対象に、区政の各分野について区民の意識や意見、要望などを把握し、これを今後の区政運営に反映させることを目的として毎年実施している調査。